

お客さま各位

2024年2月1日

電気需給約款（低圧）・別表の一部追加・変更について

拝啓

平素より J P エネルギーの電力サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

以下のとおり、電気需給約款（以下、「本約款」といいます）の追加・変更を行いますのでご通知させていただきます。

変更後の内容につきましては「本約款」よりご確認ください。

今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【変更内容】

【新旧対照表】

旧約款	新約款
Ⅲ 契約種別および電気料金 1 2. 契約種別 契約種別は別表 第 1 0 表（契約種別）の通りといたします	Ⅲ 契約種別および電気料金 1 2. 契約種別 契約種別は別表 第 1 1 表（契約種別）の通りといたします。
1 3. 電気料金等 電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。 (1) J P でんき 法人プランBおよび J P でんき ライトプランB（従量電灯B相当） 別表第 1 表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。 (2) J P でんき 法人プランCおよび J P でんき ライトプランC（従量電灯C相当） 別表第 1 表（電力料金表）の基本料金、電力	1 3. 電気料金等 電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。 (1) J P でんき 法人プランBおよび J P でんき ライトプランB（従量電灯B相当） 別表第 1 表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費、 <u>容量拠出金相当額</u> および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。 (2) J P でんき 法人プランCおよび J P でん

<p>量料金、電力調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。</p> <p>(3) J P でんき 動力プランおよび J P でんき 動力基本プラン</p> <p>別表第 1 表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。力率割引／割増は、力率が 8 5 % を超える場合には基本料金を 5 % 割引、力率が 8 5 % を下回る場合には基本料金を 5 % 割増でご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は 8 5 % とみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>	<p>き ライトプラン C（従量電灯 C 相当）</p> <p>別表第 1 表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費、<u>容量拠出金相当額</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額といたします。</p> <p>(3) J P でんき 動力プランおよび J P でんき 動力基本プラン</p> <p>別表第 1 表（電力料金表）の基本料金、電力量料金、電力調達調整費、<u>容量拠出金相当額</u>および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。力率割引／割増は、力率が 8 5 % を超える場合には基本料金を 5 % 割引、力率が 8 5 % を下回る場合には基本料金を 5 % 割増でご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は 8 5 % とみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。</p>
<p>1 6. 使用電力量の計量</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、別表第 8 表（使用電力量の協定）基準として、お客さまと当社との協議により算定いたします。</p>	<p>1 6. 使用電力量の計量</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、<u>別表第 9 表（使用電力量の協定）</u>基準として、お客さまと当社との協議により算定いたします。</p>
<p>1 7. 電気料金の算定</p> <p>(3)(1)イ、ロまたはハの場合により日割計算をするときは、別表第 9 表（日割計算の基本算定）に基づき料金を算定いたします。</p>	<p>1 7. 電気料金の算定</p> <p>(3)(1)イ、ロまたはハの場合により日割計算をするときは、<u>別表第 1 0 表（日割計算の基本算定）</u>に基づき料金を算定いたします。</p>
<p>4 5. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は 2024 年 1 月 1 日より施行するものとします。</p>	<p>4 5. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は <u>2024 年 2 月 1 日</u>より施行するものとします。</p>

制定：2018年4月1日 改定：2024年1月1日	制定：2018年4月1日 改定： <u>2024年2月1日</u>
旧約款 別表	新約款 別表
	<u>第6表</u> 容量拠出金相当額
第6表 再生可能エネルギー発電促進賦課金	<u>第7表</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金
第7表 契約解除料	<u>第8表</u> 契約解除料
第8表 使用電力量の協定	<u>第9表</u> 使用電力量の協定
第9表 日割り計算の基本算定	<u>第10表</u> 日割り計算の基本算定
第10表 契約種別	<u>第11表</u> 契約種別
第11表 改訂履歴	<u>第12表</u> 改訂履歴

※追加・変更点は下線部を引いております。

【変更後の本約款の効力発生日】

2024年2月1日

以上